

埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター一次期更新施設建設
基金条例

制定 平成19年 2月 7日 条例第5号

埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター一次期更新施設建設
基金条例

（設置）

第1条 埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター一次期更新施設建設（以下「更新施設建設」という。）の財源に充てるため、埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター一次期更新施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、平成18年度に支出した公債費の元利償還金額から地方交付税算入分を控除した金額と積立てを行う年度の公債費の元利償還金額から当該年度の地方交付税算入分を控除した金額との差引額を基準とし、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 前項の積立てに伴う負担金は、毎年度、埼玉西部環境保全組合規約（昭和46年指令地第1144号）第14条第1項第1号に規定する通常の業務に要する経費の割合をもって、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町（以下「構成市町」という。）がそれぞれ負担するものとし、当該負担額及び運用から生ずる収益金を構成市町別に明確にして管理しなければならない。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により、管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は

一部を処分することができる。

（処分時の充当）

第7条 前条の規定に基づく処分を行ったときは、更新施設建設に伴い、構成市町がそれぞれ負担すべき一般財源所要額に、第2条第2項の規定に準じ、それぞれ充当しなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。